

会第361号
平成23年 4月12日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察におけるエネルギー管理要綱の制定について（通達）

このたび、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第4条に基づき、岐阜県警察におけるエネルギーの使用の合理化に関する措置を講ずることにより、地球の燃料資源の有効な利用に寄与することを目的として、別添のとおり「岐阜県警察におけるエネルギー管理要綱」を制定し、平成23年4月12日から施行することとしたので、適正な運用に努められたい。

別添

岐阜県警察におけるエネルギー管理要綱

第1 総則

1 目的

この要綱は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「法」という。）に基づき、岐阜県警察におけるエネルギー使用の合理化及び有効な実施（以下「エネルギー管理」という。）について定め、もってエネルギー使用の節減とエネルギーの有効な利用の推進を図ることを目的とする。

2 用語の意義

この要綱における用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) エネルギー

法第2条第1項に定めるエネルギーをいう。

(2) 施設

次の施設を総称して、施設という。

ア 道路に附帯する施設・設備を除き、岐阜県警察のエネルギー管理権原（施設の設置・更新権限を有し、エネルギー使用量を実測値として把握できることをいう。）が及ぶ施設

イ 岐阜県警察の所属等が入居する施設で、岐阜県警察が当該施設のエネルギー管理権原を有していない施設

(3) エネルギー管理所属

施設の区分ごとに次のとおり定めた所属をいう。

ア 穂積分庁舎

交通部交通機動隊

イ 藪田分庁舎（1及び2棟）

総務室会計課（以下「会計課」という。）

ウ 上記以外の施設

施設の所管所属又は前記(2)のイに入居している所属

(4) 指定工場等

エネルギー管理を特に推進する必要があるとして、法に基づく指定を受けた工場又は事務所その他の事業場をいう。

第2 管理体制

1 エネルギー管理統括者

(1) エネルギー管理統括者は、総務室長をもって充てる。

(2) エネルギー管理統括者は、高い視点で岐阜県警察全体のエネルギー管理を行うため、次の役割を担うとともに、エネルギー管理に必要な指示を行う。

ア 経営的視点を踏まえた取組の推進

イ 中長期計画のとりまとめ

ウ 現場管理に係る企画・立案及び実務の統制

2 エネルギー管理企画推進者

(1) エネルギー管理企画推進者は、会計課に勤務する職員の中から1人を選任し、これに充てる。ただし、法第13条第1項各号に掲げる者とする。

(2) エネルギー管理企画推進者は、エネルギー管理統括者を実務面において補佐する。

3 エネルギー管理員

(1) 指定工場等とされた施設には、当該施設に勤務する職員で、法第13条第1項各号に掲げる者の中からエネルギー管理員を1人選任する。

(2) エネルギー管理員は、法に基づき指定工場等におけるエネルギー管理に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギー使用の方法、監視その他経済産業省令で定める業務を管理する。

(3) エネルギー管理員は、その業務を遂行するため、後記4のエネルギー管理責任者その他職員に対し、必要な指導、提言及び協力を求めることができる。

4 エネルギー管理責任者

(1) エネルギー管理責任者は、エネルギー管理所属の長をもって充てる。

(2) エネルギー管理責任者は、所管する施設の適正なエネルギー管理に努めるとともに、その職務を行う上では、エネルギー管理員の意見を尊重しなければならない。

5 エネルギー管理担当者

(1) エネルギー管理責任者は、エネルギー管理所属の職員又は施設に勤務する職員の中から、エネルギー管理担当者を1人以上選任し、その状況をエネルギー管理担当者一覧簿（別記様式1）により明らかにしておかなければならない。

なお、その者が異動等により不在となった場合は、速やかに後任者を選任し、エネルギー管理担当者一覧簿に登載するものとする。

(2) エネルギー管理担当者は、エネルギー管理員を兼ねることができる。

(3) エネルギー管理担当者は、エネルギー管理責任者を実務面で補佐するとともに、具体的かつ適正なエネルギー管理に努めるものとする。

6 職員の義務

職員及び施設に入居する団体の職員（以下「職員」という。）は、エネルギー管理統括者、エネルギー管理責任者及びエネルギー管理員がエネルギー管理のために行う指示等に従うとともに、協力の求めがあった場合は、これに応じてエネルギー管理に努めなければならない。

7 法的資格等の記録

(1) 前記2及び3に選任された者又は法第13条第1項各号に掲げる者は、その資格を証する書面の写しをエネルギー管理統括者に提出しなければならない。

(2) 前記(1)の場合において、エネルギー管理統括者は、その選任状況、資格保有状況及び資質向上講習の受講状況について、エネルギー管理員等選任状況一覧簿（別記様式2）により記録し、提出された書面とともに保管しなければならない。

第3 エネルギー管理の推進

1 エネルギー管理の取組方針

エネルギー管理統括者は、次の事項を考慮した取組方針を定め、次の2に定めるエネルギー管理標準に明記するものとする。

(1) 業務の性質及び規模から適当であること。

- (2) 継続的改善及び職場環境の維持改善に配慮すること。
- (3) 関連する法令及び規定に即していること。
- (4) 日常管理による省エネルギー活動、設備の改廃等により予想される効果を考慮した目標を設定すること。

(5) 県の財政事情

2 エネルギー管理標準

- (1) エネルギー管理を推進するための具体的方策を示すものとして、エネルギー管理標準を別に定める。
- (2) エネルギー管理標準は、その効力が維持・向上できるよう、適宜更新する。

3 エネルギー管理検討部会

(1) 目的

エネルギー管理検討部会（以下「部会」という。）は、より効果的な省エネルギー対策を講ずることを目的として、岐阜県警察におけるエネルギー管理の実態（使用量、遵守状況、効果等をいう。）を把握し、次に掲げる事項について随時検討を行う。

ア エネルギー管理に関する諸問題解決の方策

イ エネルギー管理標準の改定

ウ 中長期目標の設定

エ 設備の改廃計画

オ エネルギー管理に関する予算要求方針

カ エネルギー管理に関する啓蒙活動

キ その他エネルギー管理に関すること。

(2) 構成

部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

ア 部会長

総務室長（エネルギー管理統括者）

イ 副部会長

会計課長

ウ 部会員

エネルギー管理企画推進者である会計課員、会計課用度係、会計課予算係、その他関係所属の職員

(3) 会議

ア 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

なお、部会長は、検討事項の内容により出席者を限定することができる。

イ 部会の庶務は、会計課用度係において行う。

ウ 部会への出席は、やむを得ない理由のある場合には、代理人の出席を認める。

(4) 検討事項の反映

決定事項については、エネルギー管理企画推進者を中心に、速やかに推進するものとする。

(5) 議事録の保存

部会の議事録は、5年度の間保存するものとする。

附 則（平成23年4月12日付け会第361号）

この要綱は、平成23年4月12日から施行する。

【別記様式省略】